

世田谷区公告第38号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第47号）第3条による改正前のマンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第9条第1項の規定に基づき、組合の設立の認可をしたので、当該認可に係る図書をマンションの再生等の円滑化に関する法律第14条第3項及びマンションの再生等の円滑化に関する法律施行令（平成14年政令第367号）第2条の規定に基づき、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和8年5月7日

世田谷区長 保坂展人

1 施行マンションの名称及びその敷地の区域

北烏山みむね

東京都世田谷区北烏山二丁目1352番9、北烏山三丁目1188番4及び

1188番8

2 縦覧の場所

世田谷区都市整備政策部居住支援課

3 縦覧の時間

午前8時30分から午後5時まで